

「既設造成宅地の 耐震性調査から対策まで」

“宅造法改正と宅地の耐震化”

「造成宅地の耐震調査・検討・対策
方法に関する検討委員会」

《地盤工学会関東支部》



第1章 総説

および

第2章 調査・検討・対策の基本方針



「既設造成宅地の耐震調査 ・検討・対策ガイドライン」の作成

・目的

既設造成宅地に対し、耐震調査・検討・対策を行う場合の実務者向けのガイドラインを示し、もって地震時の被害を防止・軽減するための方法を示すことを目的とする。

・基本方針

改正された宅造法にしたがって

既設造成宅地の耐震調査・検討・対策に関し、既往の方法に加え、最近の新しい方法も積極的に示すこととする。

対象とする地震動は、中規模地震動に加え、大規模地震動も扱う。

・適用範囲と要求性能

- ・既設造成宅地の宅地自体の耐震性の調査・検討・対策に適用
- ・要求性能は
 - 中地震(レベル1)に対し宅地の機能に重大な支障を生じない
 - 大地震(レベル2)に対し人命に重大な影響を与えない

【地盤の液状化】



【のり面の安定性】



【擁壁の安定性】



・調査・検討・対策の基本方針

- 既設大規模盛土造成地の耐震調査・安定の検討は、国土交通省制定「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン(案)」「同解説(案)」に準拠するものとする。
- 危険区域の対策は、過去の被災事例に注視し、被災原因・パターンを把握して、防災や減災に効果的な工法を選定する。
- 小規模の盛土造成地についても当ガイドラインを参照し、個別に調査・検討・対策を行う。

調査・検討フロー

1. 第一次スクリーニング

調査対象地域の設定

盛土造成地の位置と規模の把握

詳細調査区域の選定(区域の絞込み優先順位の
設定)

第二次スクリーニング計画の作成

2. 第二次スクリーニング

現地調査

安定計算

3. 対策工の選定

水抜き対策、総合的な抑止対策等、対象区域の状況
に応じた対策工を選定する